【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年3月31日

【会社名】 コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社

【英訳名】 Coca-Cola Bottlers Japan Holdings Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 カリン・ドラガン

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【電話番号】 0800-919-0509

【事務連絡者氏名】 執行役員法務本部長 宇佐川 智一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【電話番号】 0800-919-0509

【事務連絡者氏名】 執行役員法務本部長 宇佐川 智一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2025年3月26日開催の当社2024年度定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会開催の年月日2025年3月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金28円

配当総額 5,056,705,248円

剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月28日

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、カリン・ドラガン氏、ビヨン・イヴァル・ウルゲネス氏、和田浩子氏、谷村広和氏および行徳セルソ氏の5名を選任する。

なお、和田浩子氏、谷村広和氏および行徳セルソ氏は、社外取締役候補者である。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、濱田奈巳氏、ステイシー・アプター氏、サンケット・レイ氏および佐伯里歌氏の4名を選任する。

なお、監査等委員である取締役候補者4名全員は社外取締役候補者である。

(3) 議決権の状況

議決権を有する株主数 45,111名 総議決権数 1,798,907個

(4) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

株主総会 決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	出席議決権数 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案	1,463,263	5,638	11	1,469,061	99.6%	可決
第2号議案						
カリン・ドラガン	1,022,344	446,051	11	1,469,056	69.6%	可決
ビヨン・イヴァル・ウルゲネス	1,130,659	337,745	11	1,469,065	77.0%	可決
和田 浩子	1,292,867	175,540	11	1,469,068	88.0%	可決
谷村 広和	1,071,892	396,507	11	1,469,060	73.0%	可決
行徳 セルソ	1,327,711	140,696	11	1,469,068	90.4%	可決
第3号議案						
濱田 奈巳	1,329,281	139,106	11	1,469,048	90.5%	可決
ステイシー・アプター	863,646	604,729	11	1,469,036	58.8%	可決
サンケット・レイ	832,230	636,149	11	1,469,040	56.7%	可決
佐伯 里歌	1,369,396	98,992	11	1,469,048	93.2%	可決

(注)1.各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の有する議決権の3分の1以上の出席と、出席した 株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第3号議案は、議決権を行使することができる株主の有する議決権の3分の1以上の出席と、出席した 株主の議決権の過半数の賛成です。
- 2. 出席議決権数とは、議決権行使書(インターネット等による行使を含む。)による事前行使の議決権の数および当日出席株主の議決権の数(株主総会終了時点までに出席したすべての株主の議決権の数)の合計です
- 3. 賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数ならびに賛成率および決議結果については、株主総会当日の出席株主の議決権行使状況を含めて記載しております。また、当日出席株主の一部に議決権行使状況を確認できなかったものがあるため、上記の賛成、反対および棄権の各個数の合計と出席議決権数は一致しません。

(5) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

株主総会前日までの議決権行使書(インターネット等による行使を含む。)による事前行使の議決権の数および当日出席株主の一部から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席株主のうち、(4)(注)3によっても賛成、反対および棄権の確認ができなかった株主の議決権の数は加算しておりません。

以上